

議第四百十九号

指定管理者の指定について

岐阜県川辺漕艇場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十二年岐阜県条例第四十八号）第十条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 一 指定管理者となる団体 加茂郡川辺町中川辺一五八番地の四
川辺町

- 二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

